

参 考 资 料

職員の営利企業への就職規制について

制度の趣旨・内容

国家公務員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという基本的性格を有している。このため、国家公務員法は、職員が在職中に特定企業と癒着するなどして、公務の公正性を害することのないよう、また、公務の公正性に対する国民の信頼を損なうことのないよう、職員の離職後の営利企業への就職について一定の制限を定めていた。

職員は、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関又は特定独立行政法人（国の機関等）と密接な関係にある営利企業へ就職するときは、人事院の承認が必要とされていた。（改正前の国家公務員法第103条第2項及び第3項）

なお、この制度は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）の施行に伴い、平成20年12月31日付けで廃止された。

審査の手順・内容

1 承認の申請者

人事院への承認の申請は、当該職員の離職時の所轄庁の長等が行うものとされていた。

所轄庁の長等は、所属職員の服務について第一義的な責任を有しており、当該就職の可否について、まず部内において検討を行った上で、人事院への承認申請を行うこととなっていた。

2 審査の内容

(1) 人事院は、所轄庁の長等からの申請を受けて審査するに当たっては、職員が離職前5年間に在職していた国の機関等及び官職と就職しようとする営利企業との行政上の権限及び契約の関係、就こうとする営利企業の地位の職務内容等を精査していた。

(2) 職員が離職前5年間に在職した国の機関等と就職しようとする営利企業との関係では、当該国の機関等が当該企業に対してその事業運営に重大な影響を及ぼし得る強い行政上の権限（営業の許可・免許等）を有している場合には、本府省局長以上の職員の当該企業への就職及び全職員について当該企業の代表権を有する役員への就任は、認めないこととしていた。また、当該企業の当該国の機関等との契約額の売上額全体に占める割合が25%以上である場合にも認めないこととしていた。

職員が離職前5年間に在職していた官職と就職しようとする営利企業との関係では、当該官職が当該企業に対して行政上の権限を有しているような場合、あるいは当該企業との契約等に深く関与しているような場合には、その就職を認めないこととしていた。

(3) 他方、行政上の権限が及ばず、一定限度を超える契約等への関与もない営利企業へ就職する場合で、就職先での職務内容が在職していた国の機関等に対する許認可申請や契約の折衝等の事務に関係するものでないなど、当該企業への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合には、その就職を承認することとしていた。

(4) なお、承認を得て営利企業へ就職した者が、離職後2年以内に就いている地位以外の地位に就こうとする場合（例えば、非役員から役員になる場合）には、改めて承認が必要となっていた。

公正な人材活用システムの概要

「公正な人材活用システム」は、国家公務員の営利企業への就職について、公正で透明性の高い仕組みを設けて、幹部職員が在職中に培った高度な専門的な知識、能力等を広く社会で活用することができるようにするため、平成10年4月に人事院が創設したものである。

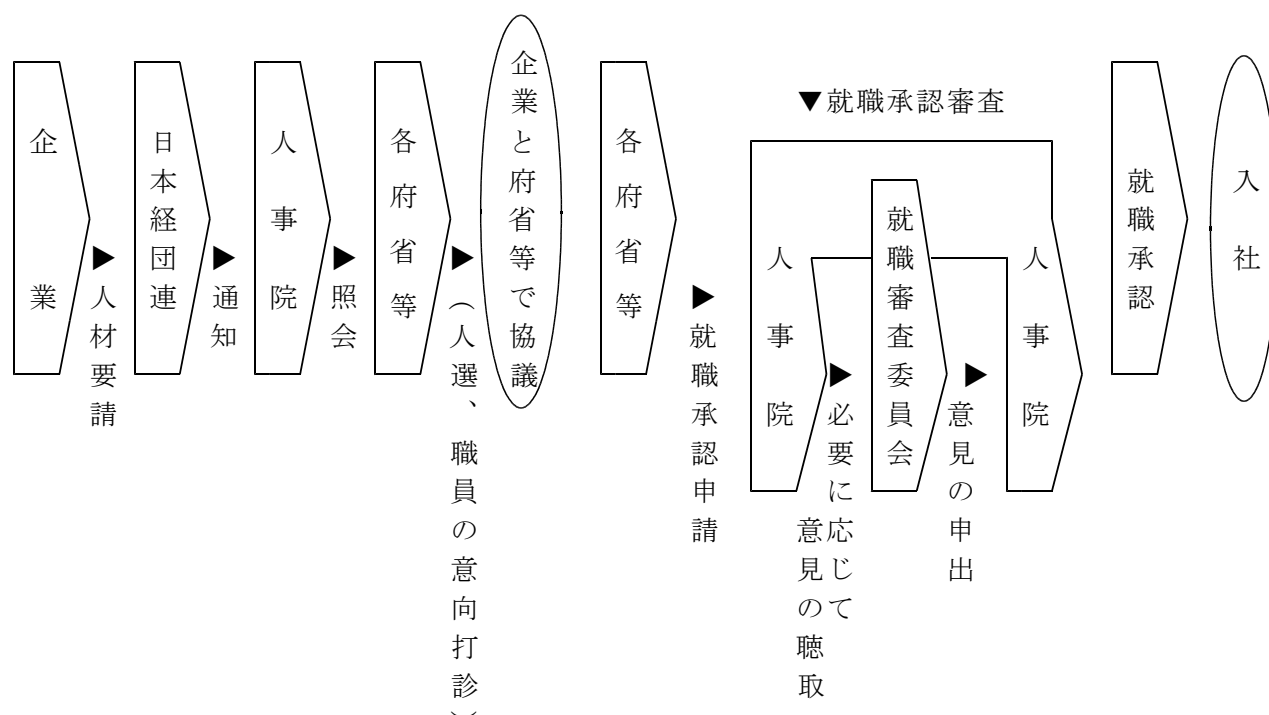
このシステムでは、企業から（社）日本経済団体連合会を通じて人事院に人材要請の申入れがあった場合、人事院は、当該企業が必要としている人材を有する府省等はその旨を伝え、当該府省等は、要請に適合する人材を選考して、職員の内諾後に企業と接触することとされていた。

このように、これまでの退職と再就職に至る流れを変えることにより、行政上の権限等を背景とした押し付け的な再就職を排除し、職員の能力を活用した再就職を実現することをねらいとしていた。

この場合において、企業と府省等との間に密接な関係があり、改正前の国家公務員法第103条第2項に該当するケースであるときは、人事院は、再就職についての承認の審査に当たる。

その際、承認基準に基づいて判断すると問題があるような場合については、人事院に設置する有識者5名で構成される就職審査委員会（委員長：塩野宏 東京大学名誉教授・東亜大学大学院教授）に付議し、同委員会の意見を聴いて、承認についての判断を行うこととしていた。（旧人事院規則14-4第5条第2項後段）

手 続 の 流 れ



○改正前の国家公務員法（抄）

（私企業からの隔離）
第百三条

2 職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関又は特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

9 人事院は、毎年、遅滞なく、国会及び内閣に対し、前年において人事院がした第三項の承認の処分（第一項の規定に係るものを除く。）に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた第二項の人事院規則で定める国の機関又は特定独立行政法人における官職、承認に係る営利企業の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）

附則第九条

3 人事院がした改正前の法第百三条第三項の承認の処分（同条第二項の規定に係るものに限る。）に関する事項であつて、同条第九項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

○旧人事院規則一四―四（営利企業への就職）（抄）

（承認権限の委任）

第四条 人事院は、職員が営利企業の役員に就くことを承諾し又は就こうとする場合を除き、離職前五年間に次に掲げる職員以外の職員として在職した期間のない職員の法第百三条第三項の規定による営利企業への就職の承認の権限を当該職員の離職時の所轄庁の長又は特定独立行政法人の長（当該特定独立行政法人が解散した場合又は特定独立行政法人以外の独立行政法人となった場合にあっては、これらの時における当該特定独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十八条に規定する主務大臣をいい、当該主務大臣が複数であるときは、これらの大臣のうち職員に関する事項についての主務大臣とする。））に委任する。

一 給与法の適用を受ける職員で次に掲げるもの

- イ 行政職俸給表(一)の職務の級七級以下の職員
- ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員
- ハ 専門行政職俸給表の職務の級五級以下の職員
- ニ 税務職俸給表の職務の級七級以下の職員
- ホ 公安職俸給表(一)の職務の級八級以下の職員
- ヘ 公安職俸給表(二)の職務の級七級以下の職員
- ト 海事職俸給表(一)の職務の級六級以下の職員
- チ 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員
- リ 教育職俸給表(一)の職務の級三級以下の職員

- ヌ 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員
- ル 研究職俸給表の職務の級四級以下の職員
- ヲ 医療職俸給表(一)の職務の級二級以下の職員
- ワ 医療職俸給表(二)の職務の級七級以下の職員
- カ 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員
- ヨ 福祉職俸給表の適用を受ける職員
- 二 任期付研究員法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員
- 三 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)の適用を受ける職員

四 副検事

五 特定独立行政法人の職員

- 2 前項の所轄庁の長又は特定独立行政法人の長は、同項の規定により委任された権限を部内の上級の職員に委任することができる。

(承認の基準)

第五条 人事院及び前条第一項又は第二項の規定により委任を受けた者は、職員の営利企業への就職について、次のいずれにも該当せず、当該営利企業への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

- 一 離職前五年間に、営利企業に対し行政上の権限(営利企業の役員以外の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合にあつては、裁量の余地の少ない権限又は軽微な権限で人事院が定めるものを除く。)の行使に携わることを職務内容とする官職を占めていた期間のある職員が、当該行政上の権限

に係る営利企業の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合（当該行政上の権限が経理に関する検査の実施、特許権の設定の審査その他の人事院の定める権限に限られる場合で、当該職員が承認に係る営利企業に対する当該権限の行使には携わらなかつたときを除く。）

二 離職前五年間に、会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する国の行政機関の官房長、局長若しくはこれらと同等以上の官職又は内閣府設置法第十八条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第五十四条から第五十六条まで並びに国家行政組織法第八条から第八条の三までに規定する機関等のこれらと同等の官職（人事院の定めるものに限る。）を占めていた期間のある職員が、在職機関（当該期間に在職していた在職機関に限る。）が営利企業に対し特定の権利又は義務の設定又は解除その他の行政上の権限を有することによりその運営に重大な影響を及ぼし得る関係（以下「特定行政権限関係」という。）にある営利企業の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

三 職員が、在職機関と特定行政権限関係にある営利企業を代表する役員の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

四 離職前五年間に、在職機関と営利企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員（人事院の定める職員を除く。）が、当該営利企業の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

五 在職機関と承認に係る営利企業との間の離職前五年間における契約関係が人事院の定める基準に該当する場合

六 職員が就くことを承諾し又は就こうとする営利企業の地位の職務内容に、在職機関に対する許可の申請、契約の折衝等の業務が含まれる場合

2 人事院及び前条第一項又は第二項の規定により委任を受けた者は、職務と責任に特殊性がある職員又

は任用若しくは離職について特別の事情のある職員の営利企業への就職として人事院が定めるものについては、法第一条の精神に反しないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、これを承認することができる。高度の専門的な知識経験その他の能力を有する職員（離職前五年間に前条第一項各号に掲げる職員以外の職員として在職した期間のある職員に限る。）の営利企業への就職についても、営利企業からの要請に応じ、当該能力を必要とする当該営利企業の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合において、人事院が優れた識見を有する者から意見を聴いて法第一条の精神に反しないと認めるときは、同様とする。